障害者差別解消法が令和6年4月から改正され、障がいのある人と共に生きる社会の実現に向け、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

聴覚障がい者における合理的配慮のひとつに、手話通訳者や要約筆記者という情報保障の派遣があります。事業者が主催するイベント等に聴覚障がい者が参加する際、聴覚障がい者から手話通訳又は要約筆記の手配を求められた場合には、主催となる事業者が手話通訳又は要約筆記を用意することが合理的配慮の提供となります。

事業者が手話通訳・要約筆記の用意をご検討いただく際は、当法人にご相談ください。

#### ○手話通訳

音声等の聴覚情報を手話言語に通訳する。 または、その逆に手話を日本語の音声言語 に通訳する情報保障。

#### ●要約筆記

音声等の聴覚情報の内容をその場で要約し 筆記して伝える情報保障。

合理的配慮の提供には様々な方法があります。お気軽に当法人にご連絡ください。

# ご相談・ご連絡先

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

〒251-8533

藤沢市藤沢 933 番地の 2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内 TEL 0466-27-1911(代) FAX 0466-27-1225

URL

https://www.kanagawa-wad.jp E-Mail

〈手話通訳〉haken@kanagawa-wad.jp

〈要約筆記〉pc-youyaku@kanagawa-wad. jp

合理的配慮について 内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/ sabekai\_leaflet-r05.html





手話通訳 要約筆記 講師 派遣のしおり



# 手話通訳・要約筆記の派遣利用のご案内





社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

## 【派遣の流れ】

- ①電話やメールにて内容、場所、時間などを お知らせください。派遣人数、派遣時間、 派遣費用についてお伝えします。
- ②派遣申請書をご提出いただきます。
- ③手話通訳者・要約筆記者を手配し、「手話 通訳者決定通知書」または、「要約筆記者 決定通知書」を提出いたします。
- ④「手話通訳者決定通知書」または、「要約 筆記者決定通知書」に基づき、手話通訳者 または要約筆記者を派遣します。
- ⑤後日、請求書を発送いたします。
- ⑥請求書が到着後、2ヶ月以内に指定の 口座にお振り込みください。



### 【手話通訳・要約筆記の派遣費】

派遣された手話通訳者・要約筆記者一人当 たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のと おりです。

内容や時間により複数人の手話通訳者・要 約筆記者を派遣する場合があります。

#### 派遣費

最初の1時間まで8,000円

以下、1 時間を超えるごとに、上記 金額に、2,500 円を加算します。 この費用は交通費を含んでおりま す。

※ 不特定多数の方が視聴される動画等に 手話通訳を挿入される場合は、通常とは 異なった派遣費用の取り扱いとなりま す。

### 【キャンセル料】

- ○実施日の前々日(前々日が月曜日及び祝日等の休館日の場合、その直前の開館日)の 12時を過ぎ、キャンセルされた場合、派遣時間に係わらず、一人につき8,000円を 請求させていただきます。
- ○前日(前日が月曜日及び祝日等の休館日の場合は、その直前の開館日)の16時を過ぎてキャンセルされた場合は、「手話通訳者決定通知書」または、「要約筆記者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。

#### <休館日>

月曜、祝日、12月29日~1月3日

